

2 利用するための事務手続

(1) 搬入までの書類手続

ア 届出様式の入手方法

- ・ホームページから届出様式をダウンロードしてください。
- ・公益財団法人横浜市資源循環公社又は産業廃棄物対策課まで、届出様式を取りに来てください。

イ 提出書類の作成

- ・産業廃棄物の以下の種類別に**産業廃棄物継続搬入届出書**を作成してください。なお、それぞれ様式が異なります。

[安定型（石綿含有を除く）、安定型(石綿含有)、管理型（石綿含有を除く）、管理型（石綿含有）]

- ・附属書等の添付書類を作成してください。（詳細は（2）添付書類について）
- ・処分費用の後納支払い（納入通知書による後払い）を希望する場合、**産業廃棄物処分費用後納承認申請書**を作成してください。（詳細は9ページ）
- ・提出書類を作成する際は、記入例を基にして必要事項を記入し、代表者印を押印してください。
- ・附属書及び**産業廃棄物処分費用後納承認申請書**は、**産業廃棄物継続搬入届出書**ごとに必要になります。

ウ 書類の提出

- ・公益財団法人横浜市資源循環公社へ提出してください。（詳細は18ページ（1））
- ・搬入希望日の3日前（休業日を除く）までに提出してください。

エ 窓口での確認事項

- ・記載事項及び添付書類が足りているか。
- ・搬入廃棄物が受入基準に不適合のおそれがないか。
→要件不足の場合、搬入できません。

オ 搬入確認書の受取

- ・要件が足りている場合、**産業廃棄物搬入確認書**が交付されます。
- ・産業廃棄物搬入確認書は、申請した搬入車両台数分だけ交付されます。処分場搬入の際、搬入車両ごとに提出してください。

(2) 添付書類について

ア 工事の請負業者が届出する場合

- ・附属書
- ・契約書及び工期延長の際の工事設計変更指示書等のコピー
- ・現場案内図
- ・収集運搬業許可証のコピー（業者に運搬を委託する場合のみ）
- ・公共工事以外の解体工事については、産業廃棄物対策課に提出した建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の「届出書（様式第一号）」、又は横浜市建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく「解体工事届出書」のコピー